

徴収職員証票等の亡失に関する公示

会計法第39条、予決令第111号、厚生労働省所管会計事務取扱規程第29条の規程に基づき任命した分任収入官吏について、下記のとおり徴収職員証票等を亡失した旨の報告があったので、亡失事故発生の日以降、無効とする。

平成26年1月20日
岐阜労働局長
佐々木 秀一

記

- 1 亡失者の所属名
関労働基準監督署
- 2 亡失者の官職氏名
厚生労働事務官 兼松 宏明
- 3 亡失した証票等
徴収職員証票・収入官吏章・歳入歳出外現金出納官吏章 第406号 平成4年4月1日交付
労働保険検査証 第386号 平成19年4月1日交付
適用事業場臨検証 第341号 平成4年4月1日交付
診療録検査証 第279号 平成4年4月1日交付
- 4 亡失年月日
平成25年4月1日
- 5 亡失場所
関労働基準監督署庁舎内
- 6 亡失した証票等による労働保険料等の収納等の無効について
亡失した証票等を携帯した者が事業場等を訪問した場合は、応じる必要がありませんので、当該亡失した証票等を携帯して納入督促又は領収に訪問した者に労働保険料等を納入しないようにするとともに、直ちに岐阜労働局総務部総務課人事係までご連絡をお願いします。
なお、亡失した証票等による労働保険料等の収納・調査等は無効の行政行為です。
労働保険料を納付した場合は、その納付が無効となりますのでご注意ください。
- 7 通報協力依頼
亡失した証票等を発見または保有された方は、直ちに岐阜労働局総務部総務課人事係までご連絡をお願いします。(通報電話番号：058-245-8101)